

第 5303 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月 3日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

有価証券の区分

Q：法人税では、時価評価する有価証券と時価評価しない有価証券に区分しているようですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

法人税では、有価証券を売買目的有価証券と満期保有目的等有価証券、その他の有価証券に区分しており、売買目的有価証券は期末に時価評価することとなっています。

売買目的有価証券とは、次のものをいいます。

①専担者売買有価証券

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行った有価証券。いわゆるトレーディング目的で取得した有価証券で独立した専門部署（関係会社を含む）により運用されている有価証券をいう。

②短期売買有価証券

専担者売買有価証券に該当しない有価証券で、その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨（短期売買有価証券といった勘定科目）を帳簿書類に記載した有価証券。

③短期売買目的の金銭信託

金銭信託のうち、その契約を締結したことに伴いその信託財産となる金銭を支出した日において、その信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を帳簿書類に記載したもののその信託財産に属する有価証券。

